

介護長寿課からのお知らせ

要支援・要介護認定を受けている方へ

障害者控除または医療費控除の申告において、所得税や住民税の軽減を受けられる場合があります。

※「本人又は扶養者が非課税の方」は該当しませんのでご注意ください。

※申請後、証明書等の発行に数日かかりますので、前もってご相談ください。

「障害者控除」について

身体障害者手帳などの交付を受けていない方で、65歳以上で、ねたきり高齢者または認知症高齢者の方は、その程度が身体障害者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により障害者控除対象者認定書の交付を受けることができます。

【対象者】要介護認定を受けている65歳以上で、一定条件にあてはまる方

※身体障害者手帳をお持ちの方は該当しません。

詳細は石垣市介護長寿課へお問い合わせください。

【お問い合わせ】介護長寿課給付認定係 TEL 0980-87-6022

ペットボトル・ガラス製びんの分別にご協力ください

家庭からごみ出しがされる分別されていない「ペットボトル・ガラス製びん」は、令和元年10月1日から、収集いたしません。

事業所からごみ出しがされる分別されていない「ペットボトル・ガラス製びん」は、令和元年7月1日から、収集しておりません。

ペットボトルとガラス製びんの「フタ」も必ず外して分別してください。

【お問い合わせ】環境課 TEL 0980-82-1285

税の滞納一掃強化月間

「八重山から税の滞納を一掃しよう」をスローガンに、毎年10月から12月に国・県・八重山3市町連携のもと、より滞納の一掃に取り組んでいます。

税金は、日常生活に欠かすことのできない様々な公共サービスを支えています。税の滞納は行政サービスの提供に影響を及ぼしますので、納め忘れのないようご協力をお願いします。

なお、再三の納付催告にも応じない場合は、税の公平・公正の確保のため、滞納処分を実施することになります。

滞納整理の流れ

納期限から20日以内

→督促状を発付。

例) 固定資産税

地方税法第371条

督促状を発した日から起算して10日を経過し

た日までに完納しないとき→差押

例) 固定資産税 地方税法第373条

滞納
処分

20日

10日

納期限

督促

差押

処分(換価)

【お問い合わせ】納税課 TEL 0980-87-9041

浄化槽 お元気ですか。



ご自宅の浄化槽、いたわっていますか。

うまく浄化槽がはたらかないと、使った水の汚れが

そのまま海や川に流れてしまいます。

10月1日は浄化槽の日。

浄化槽のこと、ちょっと考えてみませんか。

沖縄県環境整備課 098-866-2231 八重山保健所 0980-82-3243 (公社) 沖縄県環境整備協会 098-835-8833

浄化槽を上手に使い続けるために

年3回以上保守点検を受けてください。

沖縄県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

年1回以上清掃を行ってください。

市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

年1回法定検査の受検が必要です。

沖縄県指定の沖縄県環境整備協会に依頼してください。